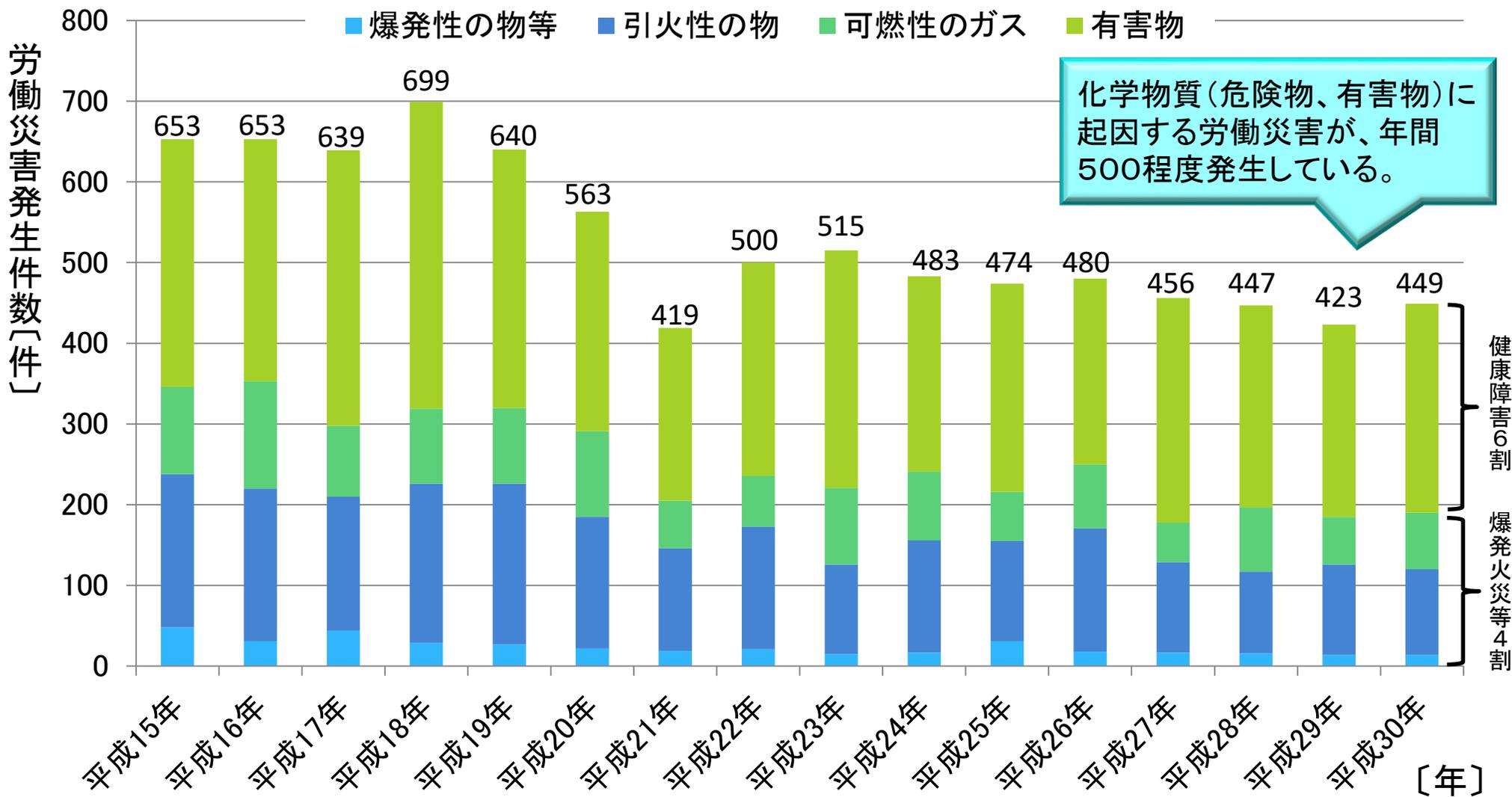


労働災害防止のための取組み

令和元年11月

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質（危険物、有害物等）に起因する 労働災害（休業4日以上）



爆発・火災災害を防止するための 労働安全衛生法上の規制

- ・ 危険物規制：製造・取扱時の措置、作業指揮者、通風、等
- ・ 設備規制：化学設備（危険物取扱設備）の構造・材質、表示、計測装置、安全装置等、作業規程、改造・修理等時の措置、定期自主検査、点検、等
- ・ 火気等規制：危険物等存在時の火気等使用禁止、爆発危険場所での防爆構造でない電気火気器具の使用禁止、点検、配管等の溶接等禁止、火花発生場所での酸素使用禁止、静電気帯電防止措置、等

化学プラント等の安全に関連する法令・主要指針・行政通達等

年月・番号	名称
平成8年6月10日付け 基発第364号	化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成12年3月21日付け 基発第149号	化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針
平成17年11月2日 平成17年法律第108号	労働安全衛生法の改正（平成18年4月1日施行） 第28条の2 危険性又は有害性等の調査等の努力義務化 第30条の2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置 第31条の2 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付の義務付け
平成18年3月10日 厚生労働省告示第113号	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（法改正に伴う改正）
平成18年3月10日付け 指針公示第1号	危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成18年3月30日付け 指針公示第2号	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成20年2月28日付け 基発第0228001号	改正 化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成24年3月16日付け 厚生労働省告示第133号	化学物質等の危険性又は有害性等の表示または通知等の促進に関する指針
平成24年1月27日 厚生労働省令第9号	労働安全衛生規則の改正（平成24年4月1日施行） 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等【ラベル表示】
平成25年4月26日付け 基発0426第2号	化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について
平成26年5月16日付け 基発0516第1号	石油コンビナート等における災害防止対策の推進について（要請）
平成26年6月25日付け 平成26年法律第82号	労働安全衛生法の改正（平成28年6月1日施行） 表示対象物及び通知対象物についてリスクアセスメントの義務化

注文者による危険・有害情報の提供 (平成17年法改正)

対象設備 (令第9条の3) *1

対象作業 (則662条の3) *2

化学物質を取り扱う設備の清掃・工事等を注文する場合



→ 請負人に情報提供する義務

法第31条の2 (則第662条の4)

- ① 化学物質の危険性・有害性
- ② 作業において注意すべき事項
- ③ 注文者の講じた措置等

*1 安衛令第9条の3 政令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 化学設備 (略) 及びその附属設備
- 二 特定化学設備 (略) 及びその附属設備

*2 安衛則第662条の3 法第31条の2の厚生労働省令で定める作業は、同条に規定する設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業とする。 4

化学物質に係る危険有害性等情報の伝達と リスクアセスメントの実施 (平成26年法改正)

製造メーカー・輸入業者

化学品

初回ラベル

初回SDS

ラベル表示 (作成or和訳: JIS準拠) (義務: 法57条)
(努力: 安則24条の14)
SDS交付 (作成or和訳+適用法令等補足)(義務: 法57条の2)
(努力: 安則24条の15)

ラベル表示 (表示者修正or追記) (同上)
SDS交付 (通知者修正or追記) (同上)

中間業者 (商社、代理店、特約店など)

化学品

更新ラベル

更新SDS

事業場内表示 (指針第4条)
SDSの掲示等 (法101条第2項、指針第5条)

化学物質使用事業者 (ユーザー)

- ・化学物質リスクアセスメントの実施 ※(義務: 法57条の3第1項)
(努力: 法28条の2)
- ・RA結果に基づく措置の実施 ※(努力: 法57条の3第2項)
(努力: 法28条の2)
- 規則 (衛生基準) の遵守 (義務: 安則576条、577条など)
- ・リスクアセスメント結果の労働者への周知 ※(義務: 安則34条の2の8)
労働者教育の実施 (法59条第1項、第2項)
…「雇入れ時教育」、「作業変更時教育」におけるRA結果の周知
【平成27年9月18日基発0918第3号_記の11(3)】

※ 輸入業者、中間業者に係るリスクアセスメント実施(努力)義務については、所属労働者に小分け・詰め替え・希釈等をさせるなど化学品を直接取り扱う場合に限る。

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

○ 開催要項

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害も頻発している状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険・有害な化学物質について、ラベル表示やSDS交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACHという仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 国によるリスク評価のあり方に関すること
- (2) 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関すること



- (3) ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関する事
- (4) 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関する事
- (5) その他職場における化学物質等の管理のあり方に関する事

○ 参集者（五十音順）

明石 祐二 （一社）日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹

漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局長

大前 和幸 慶応義塾大学名誉教授

◎城内 博 日本大学理工学部特任教授

高橋 義和 UAゼンセン政策・労働条件局部長

中澤 善美 全国中小企業団体中央会常務理事

永松 茂樹 （一社）日本化学工業協会常務理事

名古屋俊士 早稲田大学名誉教授

三柴 丈典 近畿大学法学部教授

宮腰 雅仁 JEC連合副事務局長

（◎ 座長）

○ 開催状況

第1回 令和元年 9月 2日 (1) 事業場における化学物質等管理を巡る状況について
(2) 今後の進め方について

第2回 令和元年10月18日 (1) 関係者からのヒアリングについて

厚生労働省の主な支援措置

リスクアセスメント実施に係る 厚生労働省の主な支援策

(1) ラベル／SDSの作成支援 **ステップ1** (17頁)

⇒ モデルラベル・モデルSDSの公開

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

(2) リスクアセスメント実施支援 **ステップ2, 3** (17頁)

⇒ ① リスクアセスメント実施支援ツールの公開

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)

⇒ ② 電話相談窓口の設置、専門家による訪問指導

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>)

(3) 労働者教育支援 **ステップ5** (17頁)

⇒ 化学物質取扱者のためのラベル教育テキストの公開

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html)

(1) GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

ステップ1 (17頁)

- 約3,000物質のモデルSDS情報が掲載されており、GHS区分情報、許容濃度、物理化学的性質などの情報が収集できる。

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS及び安衛法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。

モデルラベル 一覧表
安衛法モデルラベル 一覧表
ラベルSDS対象 673物質一覧・検索
検索方法

化学物質名(日本語)での検索
化学物質名(英語)での検索

化学物質(更新情報)
GHSモデルラベル・SDS情報

リスクアセスメントツール

安全データシート

ホルムアルデヒド

1. 化学品等及び会社情報
化学品等の名称: ホルムアルデヒド (Formaldehyde)
製品コード: H29-B-039
会社名: ○○○株式会社
住所: 東京都△△区△△町△△丁目△△番地
電話番号: 03-1234-5678
ファックス番号: 03-1234-5678
電子メールアドレス: 連絡先@検索.or.jp
緊急連絡電話番号: 03-1234-5678
推奨用途及び使用上の制限: ポリアセタール樹脂、ウリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤、フェノール樹脂、合成ゴム、メラミン樹脂(接着剤を除く)、ウリア樹脂(接着剤を除く)原料、溶剤、医薬・機械処理剤、紙力増強剤、土木建築材料原料、キレート剤、農薬合成原料、石灰炭素、尿素系、メラミン系合成樹脂、農薬(笑気農薬)、消毒剤

2. 危険有害性の要約
GHS分類: H303.116, 政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver.1.1)): JIS Z 2252:2014(準拠)を使用
GHS改訂4版を使用
物理化学的危険性: 可燃性/引火性ガス 区分1
健康に対する有害性: 高圧ガス 液化ガス 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分3 急性毒性(吸入:ガス) 区分2 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定の臓器毒性 (単回ばく露) 区分1 (神経系、呼吸器) 特定の臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (中枢神経系、呼吸器)

分類実施日 (環境有害性): 環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル(H18.2.10版)を使用
環境に対する有害性 (急性): 水生環境有害性(急性) 区分2
注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の1項に記載した。

GHSラベル要素
総表示

注意喚起語
危険

(2)① 公開中の主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

ステップ2, 3

(17頁)

●掲載先／■主体

概要(掲載情報)

●職場のあんぜんサイト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)

■厚生労働省

- ✓ 化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)
 - ・液体等取扱作業(粉じん作業を除く)
 - ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業

✓ 検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック

✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール

後述

✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート

✓ CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)

後述

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施シート
厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施することが可能(一定の専門知識を要する)。

後述

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●ECETOC-TRA サイト

■欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)

✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)。EXCELファイル(英語版)をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。
((一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用。))

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●EMKG Software 2.2

■the Federal Institute for Occupational Safety and Health(BAuA)

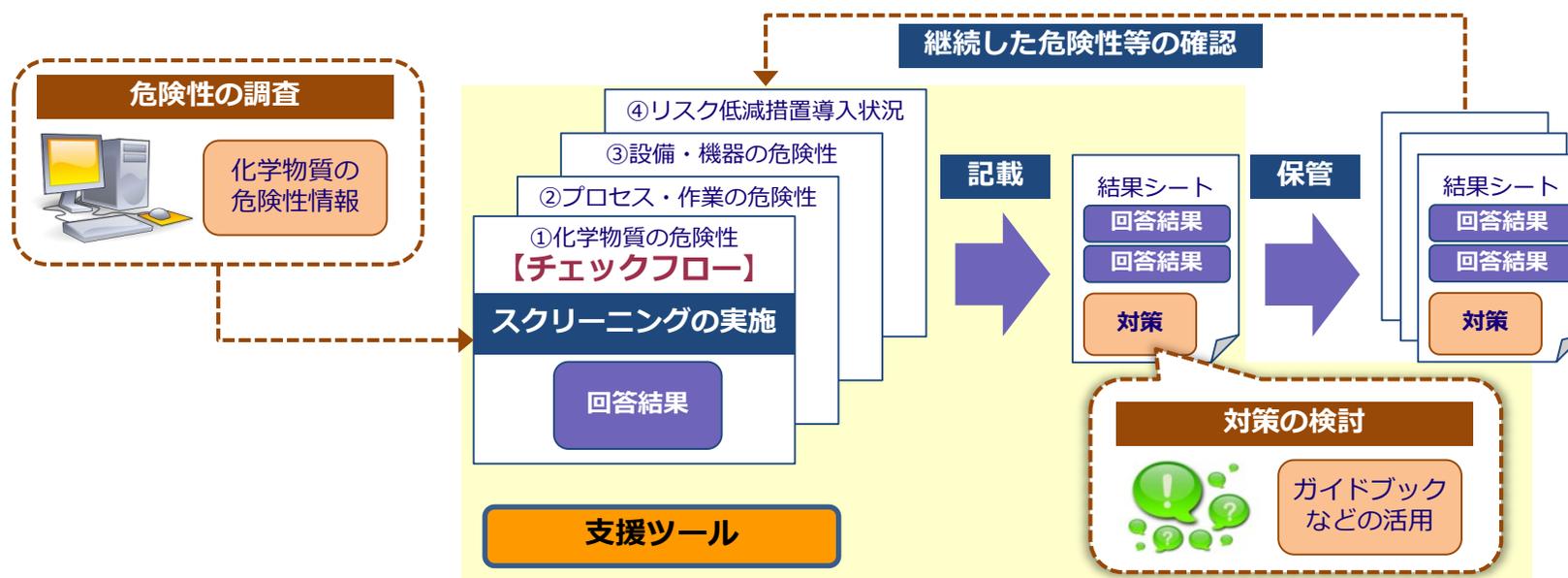
✓ 独安衛研(BAuA)が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール(英語版)

✓ EMKG-EXPO-TOOL(EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)₁₁

爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール

参考1

- 取り扱う化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを「知る」ための支援ツール（スクリーニング支援ツール）を作成（職場のあんぜんサイトに掲載）
- 支援ツールの構成
 - ◆ 代表的な発火・爆発等の危険性やリスクを「知る」ための簡易なチェックフロー
 - ◆ チェックフローの回答内容を記載する結果シート
 - ◆ 代表的な発火・爆発の危険性やリスク低減措置の紹介・説明資料（ガイドブック）



CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) の特徴

参考2

● CREATE – SIMPLEとは？

CREATE-SIMPLE ver.2.1公開中 (2019年6月現在)

- ✓ サービス業など少量低頻度で化学物質を取り扱う事業者向けに厚生労働省が作成した簡易なリスクアセスメント支援ツール (H30年3月末「職場のあんぜんサイト」公開、H31年4月末改良型公開)
(**C**hemical **R**isk **E**asy **A**ssessment **T**ool, **E**dition for **S**ervice **I**ndustry and **M**ulti**P**LE workplaces)
< http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm >

特徴1

選択肢から回答を選ぶだけの簡単操作！
第二次産業だけではなく、サービス業など第三次産業の事業者でも簡単リスク見積もり！

特徴2

どこを改善すればリスクが下がるか一目瞭然！
リスク低減措置（対策）の内容を検討しやすくなりました！対策導入後のリスクも簡単見積もり！

特徴3

PCがあればどこでもリスク見積もり可能！
Microsoft Excelで動作するツールなので、PCにダウンロードすればネットにつながなくても使えます！

特徴4

New

有害性及び危険性のリスクを同時に見積り可能
化学物質の有害性（吸入、経皮）及び爆発・火災のリスクを同時に見積り可能

● 厚生労働省コントロール・バンディング（CB）と何が違う？

- ✓ CREATE-SIMPLEは、**細かい作業条件や頻度を反映！**
 - CBでは設定できなかった少量域の区分、換気状況、作業時間、頻度も入力でき、評価に反映！

● CREATE-SIMPLE ver.1からの変更点は？

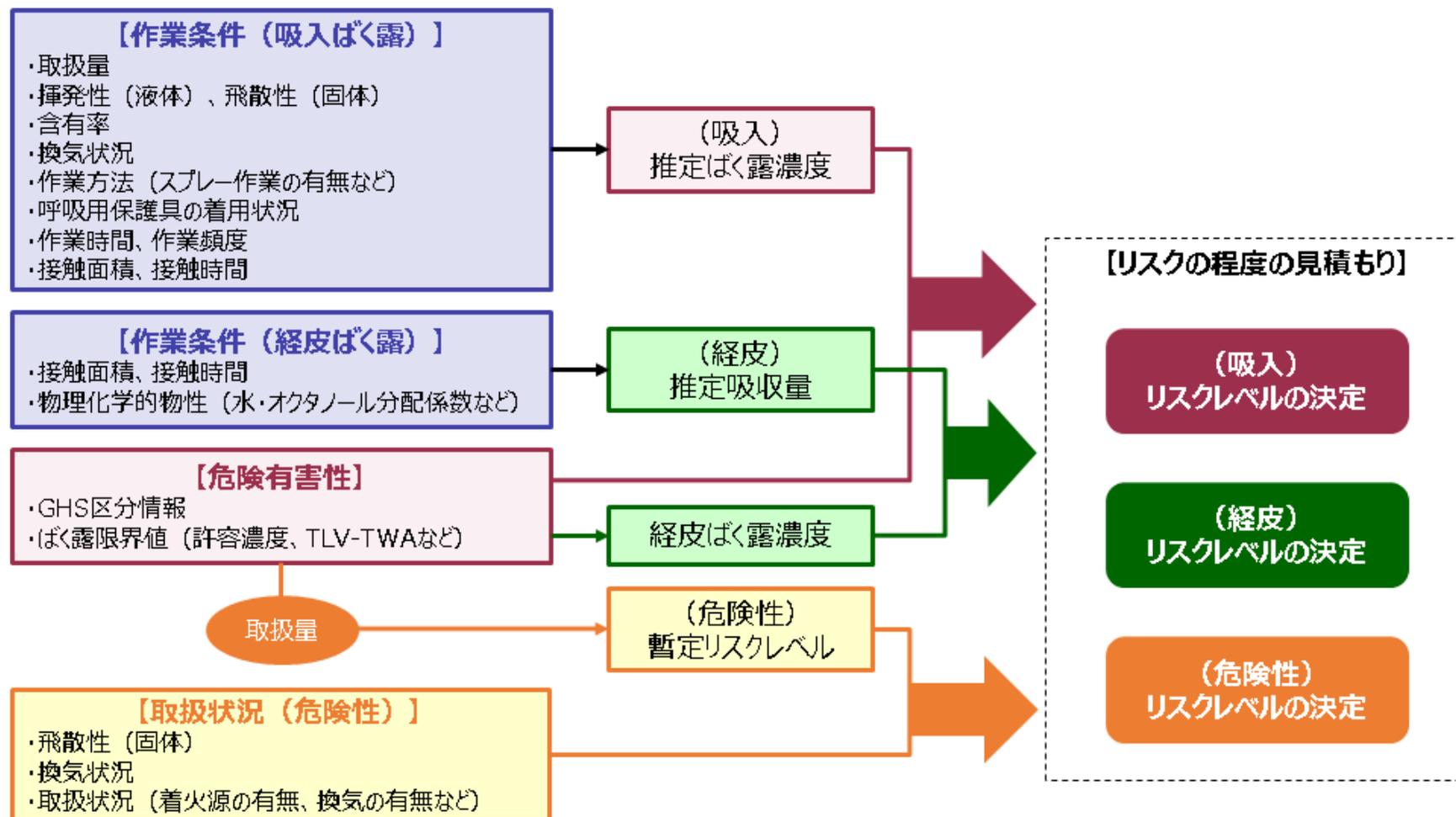
- ✓ ver.2では、**経皮のリスク及び爆発・火災のリスクの見積りに対応！**

CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) の特徴

(その2)

CREATE-SIMPLEの流れは次のとおりです。

CREATE-SIMPLE ver.2.1公開中 (2019年6月現在)



● 注意点

- ・ 短時間のばく露による健康影響は対象外。
- ・ 何らかの理由によりばく露が大きくなるような作業については、リスクを過小に見積る可能性がある。
- ・ 本ツールは化学物質が潜在的に有する危険性に気づくことを主目的にしているため、プロセス災害の危険性については対象外としており、その場合は、労働安全衛生総合研究所が作成した「[安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール](#)」などをご利用ください。

労働安全衛生総合研究所作：プロセス災害に係る リスクアセスメント等実施支援ツール／実施 マニュアル／チェックポイント集について

厚生労働省所管の研究機関である独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、プロセスプラントにおけるプロセス災害（漏洩・火災・爆発・破裂）の防止を目的としたリスクアセスメントを段階的に進める方法をまとめた**技術資料**を作成し公表している。（令和元年5月に**第二版**を公開）

平成28年7月：リスクアセスメントの第3ステップとして、複数のシナリオの中からどのシナリオのリスクが大きいのか、どの低減措置がふさわしいかを見極める必要があるが、シナリオ毎に作成されたシートを自動的に一覧表に変換し、複数のシナリオの比較を容易にすることを主たる目的とした**実施支援ツール**を作成し、公開した。

平成29年1月：**実施マニュアル類**及び独習用の**実施事例解説教材**を作成し公開。平成30年6月には解説教材の英語版を公開した。

令和元年6月：「爆発・火災等の防止を目的とした化学物質の危険性に対するリスクアセスメント等実施に関する**チェックポイント集**」を公開した。

○チェックポイント集の使い方

- ・ 爆発・火災等の防止を目的とした化学物質の危険性に対するリスクアセスメント等を行う際に基本となる事項を的確に検討しているかどうかを確認・点検することができる。
- ・ 全37項目について、Yes, Noで回答し、Noと回答した項目については再度見直しを行うことにより、適切なリスクアセスメントの実施に努めることとしている。
- ・ 想定される利用者：
事業場安全担当者、コンサルタント、監督署監督官など

リスクアセスメントの流れ

(1) 厚生労働省の指針に示された化学物質のリスクアセスメント等の進め方は次の通り。

リスクアセスメント（義務 労働安全衛生法第57条の3 第1項）

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

ステップ2 特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

ステップ3 リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

ステップ4 リスク低減措置の実施

（努力義務 同条第2項）

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

（義務 労働安全衛生規則第34条の2の8）

リスクとは・・・

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある労働者の危険又は健康障害の発生する発生可能性とその重篤度を組み合わせたもの

取り扱う化学物質について、リスクアセスメントの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定する。

対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの併用によりリスクの見積りを行う。
ア. 対象物質が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）と、危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法
イ. 労働者が対象物質にさらされる程度（ばく露濃度など）と、この対象物質の有害性の程度を考慮する方法
ウ. その他、アまたはイに準ずる方法

リスク低減措置の優先順位

- ①危険有害性の高い化学物質等の代替や化学反応プロセス等の運転条件の変更等
- ②工学的対策（局所排気装置の設置等）
- ③管理対策（作業手順の改善等）
- ④有効な保護具の使用

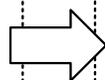
(2) プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等の進め方(安衛研手法)

STEP 1 : 取り扱い物質及びプロセスに係る危険源の把握

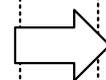
STEP 2 : リスクアセスメント等の実施 (リスクアセスメントとリスク低減措置の検討)

①引き金事象の
特定とシナリ
オ同定

引き金事象
- 作業・操作の不具合
- 設備・機器の不具合
- 外部要因



プロセス異常
- 異常伝播
<プロセス変数のずれ>
<設備不調>



プロセス災害
- 漏洩, 火災,
爆発, 破裂

②シナリオに対
するリスクの
見積りとリス
ク評価

「リスク」 = 「危害の重篤度」と「危害発生の頻度」の組合せ

③リスク低減措
置の検討

異常発生防止

(異常検知
手段)

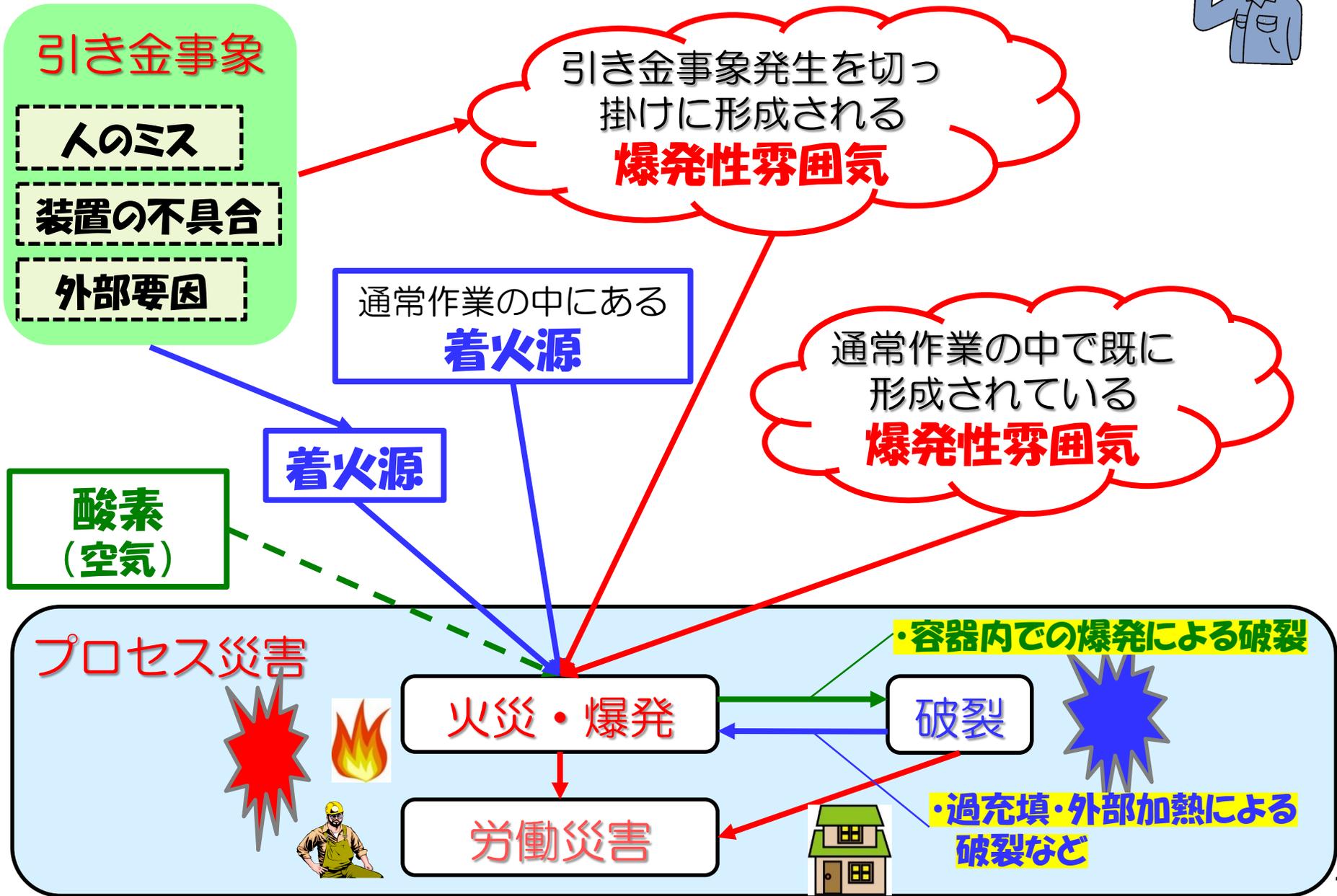
事故発生防止

被害の局限化

リスク低減措置機能維持のための生産現場の作業員への指示事項

STEP 3 : リスク低減措置の決定

爆発・火災発生に至るシナリオ



リスクアセスメント等実施支援ツール／実施マニュアル／チェックポイント集
(労働安全衛生総合研究所ホームページにおいて公開中 ※)

1	リスクアセスメント等実施マニュアル [2017.1公開]	本文(PDF) 第二版(2019.6)	ダウンロード(1.76MB)
		別冊資料編 (PDF)	ダウンロード(419KB)
		別冊事例編 (PDF) 第二版(2019.6)	ダウンロード(1.57MB)
		事例解説教材 (PPT)	ダウンロード 日本語版(268KB) 英語版(338KB)
2	リーフレット「火災 爆発を防ぐためのリスクアセスメントを実施しましょう」(PDF) [2016.7公開]		ダウンロード(4.2MB)
3	リスクアセスメント等実施支援ツール [2016.7公開]	本体 (Excel マクロ)(2017.2.20更新)	ダウンロード(187KB)
		使用方法 (PDF)	ダウンロード(369KB)
		参照表 (技術資料の表5~表11) (Excel)	ダウンロード(32KB)
4	技術資料「プロセスプラントのプロセス災害防止のためのリスクアセスメント等の進め方」(PDF) 第二版(2019.6)		ダウンロード(3.3MB)
5	爆発・火災等の防止を目的とした化学物質の危険性に対するリスクアセスメント等実施に関するチェックポイント集 (PDF) [2019.6公開]		ダウンロード(962KB)
1～5 一括ファイル (ZIP)			ダウンロード(13.47MB)
爆発火災データベース (第5次) の公開について			公開ページへ

※ https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2019_02.html

(2) ② リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付
SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について

※ 化学物質リスクアセスメント簡易ツールの入力支援サービス

⇒ コールセンターが事業者に代わり入力し、評価結果をメール等で通知

クリエイト・シンプル等の不具合に関する問い合わせも相談窓口
に集約し、開発者に
伝達。



使用物質、作業内容等

評価結果を通知
(メール、FAX)



入力を支援



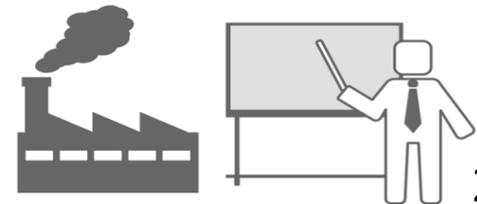
TEL:050-5577-4862 E-mail:soudan@technohill.co.jp

受付時間：毎日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※平成30年度は4月1日から3月20日まで。（土日曜日、祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、
リスクアセスメントの実施を支援



ラベルでアクション！

～事業場における化学物質管理の促進のために～

- ◆ ラベル表示の範囲が、平成28年より640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通。(現在(2018年7月1日以降)は673物質に拡大)

化学物質が来る → ラベルを見る → アクション！

事業者や労働者
ラベルを見て
危険有害性に気づく



事業者は

SDSを確認
SDSがなければ供給
元に交付を求める

労働者は

絵表示で
危険有害性を確認

危険有害性に応じた
リスクアセスメント
を行う

リスクアセスメントの
結果をみて対策を行う

- ◆ 事業者、労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましょう
- ◆ 労働者それぞれがラベルの内容をしっかりと理解できるよう、事業者はラベル教育を行いましょう (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html)
- ◆ 化学品を出荷するメーカー、流通会社は、全ての製品にラベル表示するようにしましょう

厚生労働省では、★電話相談、訪問支援、★労働者教育の促進（テキスト公開）など、様々な支援を行っています。

「ラベルでアクション」

化学物質を
取り扱う
事業主様へ

ラベルで アクション

運動実施中

危険有害性のある化学物質について

事業所でリスクアセスメントを行うことが義務づけられています。

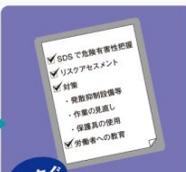
リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいいます。事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ
アクション
安全対策

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHS ラベル)があります。












表示のある製品を取り扱う場合には、表示内容を理解するとともに、適切に管理し、安全に取り扱います。

ラベルでアクション

厚生労働省 化学物質取り扱い時には絵表示を確認!

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ 火災助長のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	 (どくろ)	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (健康有害性)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。
	 (健康有害性)	遺発:生、吸、起、腫、飲、危	吸い込まないこと。 皮膚に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
環境有害性	 (感嘆符)	飲、強、ア、呼	オ
	 (環境)	水:	水:

上げよう! GHSマーク

GHS (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) で決められた絵表示 (マーク) は全部で 9 種類あります。その意味を知って、職場の安全衛生の確保に利用しましょう。
(作り方) 図の外周に沿って切り取って組み立てると、12 面体になります。



ラベルで
アクション!

注: 代表的な事項を抜粋し記載しております。

